

**和歌山県内の職員対応要領策定状況（2020年6月1日現在）**

	教育委員会職員用		学校職員用		策定または位置づけについて調整中	備考
	教育委員会 独自に策定	市町村対応 要領内に 位置づけ	教育委員会 独自に策定	市町村対応 要領内に 位置づけ		
和歌山県	○		○			
和歌山市	○		○			
橋本市		○		○		
かつらぎ町		○		○		
九度山町		○		○		
高野町		○	○			
紀の川市		○	○			
岩出市		○	○			
海南市		○	○			
紀美野町		○		○		
有田市	○		○			
湯浅町	○		○			
広川町		○		○		
有田川町		○	○			
御坊市		○		○		
美浜町		○		○		
日高町		○		○		
由良町		○		○		
印南町		○		○		
みなべ町	○		○			
日高川町		○		○		
田辺市		○	○			
白浜町		○	○			
上富田町		○	○			
すさみ町		○	○			
新宮市		○	○			
那智勝浦町		○		○		
太地町		○		○		
古座川町		○		○		
北山村		○	○			
串本町		○		○		

**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)**

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。